

## 事業報告書の見直しに係る論点

### 1. 事業報告書の作成根拠と位置付け

- 事業報告書は、国立大学法人の主に事業の状況（非財務情報）を取扱い、財務諸表で提供される財務情報と併せて、国立大学法人の運営状況に関する情報を提供する書類である。
- 国立大学法人は、国立大学法人法第 35 条により準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」とする。）第 38 条において、毎事業年度財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内にこれを文部科学大臣に提出し、承認を受けることとされているが、事業報告書は、同条第 2 項において、財務諸表の添付書類として提出が義務付けられている。また、文部科学大臣の承認の対象ではないが、同条第 3 項の定めにより、財務諸表等と共に一般の閲覧に供することが義務付けられている。
- 事業報告書は、会計に関する部分に限り、会計監査人による監査を受けることが義務付けられている。

### 2. 様式及び作成要領

- 事業報告書の様式は通知で定めており、所定の事項を必須の記載事項としている。
  - ✓ 平成 27 年 4 月 1 日付け通知「財務諸表に添えることとされている事業報告書及び決算報告書の様式の変更について」
- 事業報告書の必須の記載事項としている、附属病院セグメントにおける収支の状況については、作成要領を事務連絡で定めている。
  - ✓ 平成 23 年 4 月 5 日付け事務連絡「『附属病院セグメントにおける収支の状況』作成要領について」

### 3. 事業報告書の今後の在り方や方向性

- 事業報告書は、広く国民が読者となることを念頭に、正確性に留意しつつも、簡潔明瞭な記載が求められると考えられるが、法人によって報告書のボリュームが大きく異なる。特にボリュームの大きい事業報告は、情報の網羅性がある一方、通読性に課題があり、ステークホルダーによる活用が十分に図れていないのではないかと。
- 財務情報と非財務情報を関連付けてステークホルダーに情報を開示する取り組みとして、統合報告書や財務レポートを作成する法人も増えている。各法人はこれらについて、決算期終了後に一定の時間を費やして作成している一方、事業報告書は財務諸表の作成作業と並行して作成している。また、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止とする国立大学法人法の一部を改正する法律案が今国会で審議されることになっており、これまで事業報告書作成の参考として

いた各事業年度に係る業務の実績に関する報告書について国立大学法人評価委員会への提出が不要となる予定である。

- これらのことから、事業報告書については、開示すべき項目を簡素化し、事業の状況をより簡潔明瞭な形で情報提供を行う報告書として、見直すことを検討したい。

#### 4. 想定される論点

- 事業報告書で開示する項目の設定や簡素化について
  - ・ どのような内容、ボリュームであれば、ステークホルダーにより活用されるようになるか。
  - ・ これまで財務諸表のセグメント（部局別）に沿って部局毎に非財務情報が開示されてきたが、例えば「教育」「研究」「病院」「産学連携」「地域貢献」などのカテゴリーにより、当該年度の法人としてのトピックのみを開示することにし、簡素化することも考えられるのでないか。
  - ・ 一部の項目について財務諸表の附属明細書での開示に移行できないか。

#### 5. 独立行政法人の状況

- 「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日）」を策定し、独立行政法人の特性を踏まえた情報提供が必要である旨が示された。  
<主なポイント>
  - ・ 独立行政法人の業績は、財務情報だけでは適正に評価できない。  
⇒ 非財務情報の提供も重要
  - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断のための情報が必要  
⇒ 将来情報の提供も重要
- 「基本的な指針」を踏まえて、事業報告書のあり方について検討が行われ、法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書とするよう見直しが行われた。  
⇒ 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成 30 年 9 月 3 日）」策定  
<見直し前の事業報告書の課題> ※ガイドライン“設定の趣旨と経緯”より抜粋
  - ・ 独立行政法人の業務運営を総括し、法人の最終的な責任を有する法人の長が、事業報告書の作成・公表に当たっても特に重要な役割を果たすべきであるが、現在の事業報告書の作成・公表に関する関係通知等では、当該役割が明確に位置付けられていなかったことから、本ガイドラインにおいて、当該役割を明確に位置付けて記載すべきこと
  - ・ 独立行政法人は、財務情報だけでは成果情報が提供されないといった特性を有しているが、現在の事業報告書では、財務情報及び過去情報の提供が多い一方

で、相対的に、非財務情報及び将来情報の提供が少ないことから、これらの情報のバランス及び繋がりを踏まえて、事業報告書で提供される情報を整理すべきこと

- ・ 現在、独立行政法人には、通則法に定めるもののほか、他法令等に基づき、多くの情報公開が求められているが、現行の事業報告書の作成・公表に関する関係通知等では、その関連性を念頭においた整理が行われていないことから、事業報告書を、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明するものと位置付けるべきこと